

# 令和6年度 第1回 新居浜市防災会議 議事録

日 時 令和6年11月25日（月） 13:30～14:00  
場 所 新居浜市消防防災合同庁舎 5階 災害対策室  
出席者 23名（内代理3名）  
欠席者 7名  
傍聴者 0名  
事務局 6名

## 1 開会

### ○事務局（危機管理課）

定刻となりましたので、ただ今から「令和6年度 第1回新居浜市防災会議」を開会させていただきます。なお、進行につきましては、着座のまま失礼いたします。

本日は、ご多用の中、本会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本会議の司会進行をつとめさせていただきます、新居浜市 市民環境部 危機管理課の藤田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、本会議の終了予定時刻につきましては、15時を予定しております。

本日の出席状況ですが、防災会議委員と防災会議会長である市長を含めて30名のうち、他の用務のため、事前に欠席連絡のございました7名の委員を除く、23名の方にご出席いただいております。

はじめに、お手元の資料のご確認をお願いします。

- ・次 第 1部
- ・委員名簿 1部
- ・配 席 図 1部
- ・新居浜市防災会議条例 1部
- ・災害対策基本法（抜粋） 1部
- ・新居浜市地域防災計画 令和6年度修正版（案）概要 1部
- ・新居浜市地域防災計画 令和6年度修正版（案） 1冊
- ・同（案）の新旧対照表 1冊

をお配りしております。ご確認をお願いいたします。

それではお手元の次第に沿って進めさせていただきます。

まず、開会にあたりまして、新居浜市防災会議会長であります、古川 拓哉 市長よりご挨拶を申し上げます。

## 2 防災会議会長（市長）開会あいさつ

### ○会 長（市長）

令和6年度 第1回 新居浜市防災会議の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、ご多忙のところ、本会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素より安全・安心のまちづくりの推進をはじめ、市政各般にわたりまして、格別のご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本市におきましては、近年、災害による大きな被害等はございませんが、他地域では、能登半島で地震と大雨による、2度の大きな被害を受けるなど、全国各地で毎年、甚大な自然災害が発生しております。被災各地の一日も早い復旧・復興とともに、被災された方々の一日も早い生活再建を切に願っているところでございます。

本市におきましては、令和3年度に地域防災計画の修正を行いましたが、その後、発生した自然災害を踏まえた、災害対策基本法施行令の改正、防災基本計画の修正、愛媛県地域防災計画の修正内容を包含し、この度、本市地域防災計画の修正案を作成いたしました。

なお、今後におきましても、国や県の計画修正、新たな知見に基づいた見直しを適宜実施してまいりたいと考えております。

委員の皆様には、本日の議事に関しまして、慎重にご審議を頂きますことをお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

### 3 出席者紹介

#### ○事務局（危機管理課）

ありがとうございました。

続きまして、出席者の紹介でございます。

…………… 〈 出席者紹介 〉 ……………

以上で出席者の紹介を終わります。

なお、本日ご欠席されております委員の方を紹介いたします。

「西日本電信電話 株式会社 四国支店 設備部 災害対策室長 三好 宗仁 様」

「新居浜市 連合自治会 代表 星加 勝一 様」

「新居浜市 女性連合協議会 代表 池田 悦子 様」

「新居浜市 婦人防火クラブ運営協議会 代表 宮前 港 様」

「新居浜市 障がい者自立支援協議会 代表 三木 由紀子 様」

「新居浜市 医師会 代表 鈴木 誠祐 様」

「新居浜地区共同防災協議会 代表 伊藤 康夫 様」

以上でございます。

つきまして、会議の進行につきましては、会長をお願いいたします。

### 4 議 事

#### ○会 長（市長）

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、「新居浜市地域防災計画令和6年度修正版（案）について」事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局（危機管理課）

事務局の危機管理課 藤田でございます。

「新居浜市地域防災計画令和6年度修正版(案)」につきまして、御説明させていただきます。

それでは、お手元の「修正版(案)の概要」を御覧ください。なお、事前にお渡ししておりました「修正版(案)の概要」につきまして、字句等の修正を赤字で加えさせていただいております。ご了承をお願いいたします。

まず、本計画の位置づけでございますが、災害対策基本法により市長が会長を務める新居浜市防災会議において作成が義務付けられており、新居浜市の防災に関し、防災対策上処理すべき事務、業務について、総合的運営を図るための基本計画でございます。

次に、今回の修正の経緯及び概要でございます。

本市の地域防災計画令和3年度修正版以降に発生した「令和4年台風第14号」「令和5年台風第7号」「令和6年能登半島地震」等、水害・土砂災害及び地震により、未曾有の被害が全国各地で発生したことを踏まえ、国の中央防災会議において、防災基本計画の修正(令和5年5月修正・令和6年6月修正)が行われ、愛媛県においても令和4年度に愛媛県地域防災計画の修正が行われたことにより、これらの計画と整合を図るため、新居浜市地域防災計画を今回修正することを考えております。

計画修正の概要といたしましては、災害対策基本法施行令等の改正、国の防災基本計画の修正内容を反映、愛媛県地域防災計画の修正内容を反映、新居浜市独自の防災対策の修正でございます。

それでは、これらの主な修正事項につきまして、順に御説明申し上げます。

初めに、風水害等対策編・地震災害対策編・津波災害対策編に共通する修正事項ですが、【ア】総論〔防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱〕のうち、要配慮者について「難病患者」、「アレルギー等の慢性疾患を有する者」を追記いたしました。

次に、指定地方行政機関について、愛媛県地域防災計画に合わせて、警察・通信局・財務局等を追記いたしました。

概要2ページを御覧ください。

(2)風水害等対策編 第1章 総論〔新居浜市の概況〕につきまして、人口や市道路線数、建物状況についての数値等を修正しております。

次に、第2章 災害予防対策〔気象予警報の伝達〕につきまして、特別警報等の定義を気象庁の用語に準じた記載といたしました。

次に、〔防災思想・知識の普及〕につきまして、要配慮者の多様なニーズに配慮した支援を行う体制整備に努めてまいります。

次に、〔自主防災組織の活動〕につきまして、市民の果たすべき役割について、より具体的な備蓄品等を追記いたしました。

次に、〔避難対策〕につきまして、市・県・保健師等で連携した状況把握の取組みを円滑に行えるよう、実施主体間との調整、個人情報利用目的等について、検討するよう努め、また、在宅避難者や車中泊避難者等の支援方策についても検討してまいります。

次に、〔緊急物資確保対策〕につきまして、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した、関係機関との情報共有を図り、相互に協力するよう努めるとともに、必要とする備蓄物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、供給のための計画を進めてまいります。また、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両確認標章等の事前交付の周知・普及を図ってまいります。

概要3ページを御覧ください。

〔要配慮者の支援対策〕のうち、市が障がい者の種類・程度に応じた防災等の情報を迅速かつ確実に取得できる体制整備及び多様な手段による緊急通報体制の整備にも努めてまいります。

次に、〔情報通信システムの整備〕につきまして、デジタル技術の活用、通信遮断地域での衛星通信を活用したインターネット機器の整備・活用に努めるとともに、通信輻輳及び途絶時を想定した通信訓練を実施してまいります。

次に、〔公共土木施設等の災害予防対策〕につきまして、宅地造成及び特定盛土規制法に基づく措置を追記するとともに、道路施設及び文化財施設に関する事項を新設いたしました。

次に、〔水害・高潮災害予防対策〕の砂防対策につきまして、土砂災害のおそれのある箇所に砂防設備、地すべり防止施設等の総合的な土砂災害対策を愛媛県に要請するとともに、高潮対策の市の活動として、浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難確保を図るために必要な事項を整理してまいります。

次に、〔鉄道施設災害予防対策〕につきまして、新設し、鉄道事業者との災害時の防災体制の強化を図ってまいります。

次に、〔火災予防対策〕につきまして、消防力の拡充強化、多様な災害にも対応する消防用機械・資機材等の整備を促進するとともに、災害時において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するための移転整備に努めてまいります。

概要4ページを御覧ください。

〔災害復旧・復興への備え〕につきまして、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を活用した防災対策の推進に努めてまいります。

次に、第3章 災害応急対策〔防災組織及び編成〕につきまして、新居浜市の組織改正に伴う、災害対策本部の組織構成（課名の名称変更等）の修正を行い、分掌事務に、新居浜市水防計画の修正内容を反映いたしました。

次に、〔避難活動〕につきまして、避難情報等の高齢者等避難について、災害のおそれがある場合の発令に合わせて指定緊急避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図ってまいります。また、避難情報発令の判断に当たっては、テレビ会議等を活用して、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言も活用してまいります。また、指定避難所等の設置及び避難生活について、指定緊急避難場所等に家庭動物と同行避難した被災者の受入れ及び避難状況の把握に努めるとともに、パーティション、段ボールベット等の避難所開設当初からの設置及びマンホールトイレ等の早期設置、トイレカー等による、より快適なトイレ設置に配慮することに努めてまいります。

次に、〔緊急輸送活動〕につきまして、緊急輸送ルートの指定について、愛媛県指定の緊急輸送道路と防災拠点接続道路に修正いたしました。

次に、〔水防活動〕につきまして、大規模氾濫に関する減災対策協議会に関する事項を新設いたしました。

次に〔災害救助法〕につきまして、「救助の実施に関する事務の委任」において、県知事からの事務委任事項を追記いたしました。

概要5ページを御覧ください。

〔食料及び生活必需品等の確保・供給〕につきまして、食物アレルギーを有する者のニーズ等への配慮、避難所における感染症拡大防止等に必要な物資や資材の供給及び暑さ・寒さ等、

季節に応じた被災地の実情を考慮してまいります。

次に、〔飲料水等の確保〕につきまして、県への要請時の必要事項を明示いたしました。

次に、〔医療救護活動〕につきまして、市の医療救護活動として、医療機関の状況に応じ、知事との協定に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するよう明示いたしました。

次に、〔障害物等の除去〕につきまして、全半壊家屋・土砂・流木等を除去し、交通路の確保、物資輸送の円滑化、被災者の日常生活の確保を図ることを明示するとともに、道路上の障害物の除去について、路面障害物の例を追記しました。

次に、〔動物の管理〕につきまして、被災した飼養動物の収容等を、獣医師会等と連携するよう努めてまいります。

次に、〔応急住宅対策〕につきまして、被災者の応急的な住まいを早期に確保してまいります。

次に、〔自衛隊災害派遣要請の要求等〕につきまして、要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）要件について追記するとともに、災害派遣部隊の救助活動内容を修正いたしました。

概要 6 ページを御覧ください。

〔豪雪災害防止活動〕につきまして、通信手段及び交通路の確保等について追記するとともに、道路管理者を中心とする関係機関との連絡・支援体制の構築、滞留車両の乗員へ支援物資の提供等を行えるよう努めてまいります。

次に、〔海上災害応急活動〕につきまして、海上保安部の活動は、海上における災害が予想される段階から必要に応じ職員を呼集し、警戒配備等の即応体制を整え、関係機関との緊密な連携を図ることを追記しました。

次に、〔石油コンビナート等防災計画〕につきまして、令和 6 年 4 月に修正された愛媛県石油コンビナート等防災計画の修正内容を反映いたしました。

次に、第 4 章 災害復旧・復興対策〔公共施設災害復旧対策〕につきまして、道路管理者及びインフラ事業者は関係機関との連携体制の整備・強化を図るとともに、災害廃棄物の処理について、仮置場や最終処分地の確保、計画的な収集・運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行ってまいります。

次に、〔復興計画〕につきまして、必要に応じて、市外からの職員の派遣を求め、特に、他の地方公共団体等に、技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用をしてまいります。

続きまして、(3) 地震災害対策編についてでございます。

第 2 章 災害予防対策〔防災思想・知識の普及〕につきまして、風水害等対策編の修正に準じた内容に修正いたしました。

次に、〔自主防災組織の活動〕につきまして、従来の「風水害等対策編を準用する」との記載を、地震に関する自主防災組織の活動内容に修正いたしました。

概要 7 ページを御覧ください。

第 4 章 災害復旧・復興対策〔公共施設災害復旧対策〕につきまして、風水害等対策編の修正に準じた内容に修正いたしました。

次に、〔復興計画〕につきまして、風水害等対策編の修正に準じた内容に修正いたしました。

次に、第 5 章 南海トラフ地震防災対策推進計画〔南海トラフ地震の時間差発生時における円滑な避難の確保等〕につきまして、南海トラフ地震臨時情報等に対する初動体制、情報収集、

伝達手段等を定め、防災体制の構築及び連携強化に努めてまいります。

次に、〔南海トラフ地震に関する情報〕につきまして、発表時間・キーワードを追記しました。

次に、〔南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の災害応急対策〕につきまして、発表後の災害応急対策の実施状況等に関連する情報収集体制を整備するとともに、災害対策（警戒）本部からの指示事項の伝達、災害応急対策措置の実施状況報告を迅速かつ確実に行ってまいります。

続きまして、（４）津波災害対策編についてでございます。

第２章 災害予防対策〔防災思想・知識の普及〕につきまして、風水害等対策編の修正に準じた内容に修正いたしました。

次に、〔防災訓練の実施〕につきまして、「訓練実施の留意点」において、訓練目的の具体的な設定や、訓練参加者の習熟・課題の発見を盛り込む等、実践的な内容に取り組んでまいります。

次に、〔津波に強い地域づくり〕につきまして、「海岸保全施設等の整備」において、整備の基本的な方向性について、追記いたしました。

概要８ページを御覧ください。

最後に、第３章 災害応急対策〔津波警報等の伝達〕につきまして、気象庁の緊急地震速報の発表に「長周期地震動階級」が追加されたこと、津波情報等の種類及び地震情報等の種類と内容について、気象庁が公表している内容に整合するよう修正いたしました。

以上で、説明を終わります。

○会 長（市長）

事務局より「新居浜市地域防災計画令和６年度修正版（案）の概要」の説明がありましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

…………… ご意見・ご質問 無し ……………

質疑はございませんようですので、これもちまして、新居浜市地域防災計画令和６年度修正版（案）につきましては、パブリックコメントを経て、第２回防災会議を開催いたします。

次に、「その他」についてでございます。

何か連絡事項などございませんでしょうか。

…………… 意見・提言・連絡事項など 無し ……………

４ 閉 会

○会 長（市長）

本日、予定しておりました議題は、全て終了いたしました。

新居浜市地域防災計画の修正案につきまして、終始ご熱心にご審議いただき、大変ありがとうございました。

それでは、事務局お願いします。

○事務局（危機管理課）

今後の予定でございますが、明後日の11月27日（水）から12月27日（金）の間、パブリックコメントを行いまして、市民の意見を募集し、来年1月下旬に第2回防災会議を開催し、最終決定いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和6年度 第1回新居浜市防災会議を終了いたします。  
ありがとうございました。